

# 特定非営利活動法人アンビシャス

## ワンワンパトロール隊員規則

### （目的）

第1条 この規則は、特定非営利活動法人アンビシャス（以下、本法人という）のワンワンパトロール隊員（以下、隊員という）について定めることを目的とする。

### （資格）

第2条 隊員は次の資格を全て有する者とする。

- (1) 本法人の活動を理解し、期日までに年会費を入金した賛助会員とする。
- (2) 本規則を遵守し本法人に隊員として入隊を許可された個人及びその飼養犬とする。
- (3) 個人の自己負担で個人賠償責任保険に加入した者とする。

### （隊員活動の目的）

第3条 隊員の居住する地域を飼養犬と共に散歩をすることで、住民と動物とのコミュニケーションを図り、且つ、地域の防犯意識を高めることを目的とする。

### （活動内容）

第4条 隊員は本法人が支給した隊員章を身につけ、次のボランティア活動を行う。

- (1) 隊員の居住する地域を飼養犬とともに散歩すること。
  - (2) 隊員の居住する地域の小学校の登下校、塾等への通学時間にあわせて散歩すること。
  - (3) 不審者・不審車両・悪質な駐車違反車両を発見した場合、警察へ情報提供すること。
- 2 前項の活動を行うにあたり、夏期等で飼養犬の健康を害する恐れのある時間帯の活動等は、隊員の判断によって適宜時間帯や方法を変えてよいものとする。
- 3 前項までの活動は、原則、個人レベルの活動とし、隊列を組む等のグループ活動は行わない。
- 4 前項までの活動を行うにあたり、不審者への声かけ・尾行等危険を伴う行動はせずに、ボランティア活動の範囲で警察への情報提供を行うこと。

### （責任）

第5条 前条の全ての活動は隊員個人の責任で行うものであり、活動を通じて事故や第三者に損害を招いた場合等に本法人は一切の責任を有しないものとする。

2 前条の活動を行うにあたり、隊員は飼養犬のリードを短く持つ等、地域住民の動物の苦手な人への思いやりや理解を持つとともに、事故等の生じることのないよう行動する。

3 前条の活動を行うにあたり、隊員は飼養犬の排泄物等を持ち帰る等マナーの遵守をする。

#### (隊員章)

第6条 本法人は、第2条の資格を有した隊員の入隊時に隊員章を貸与する。隊員は次のことを遵守する。

(1) 隊員は第4条の活動を行うにあたり、第三者から見える場所に隊員章を明示する。

(2) 明示場所は、隊員又は飼養犬の着用、散歩カバンへの付帯、リードへの付帯等、隊員の判断に委ねるものとする。

(3) 隊員章を紛失又は損傷した場合は、すみやかに本法人に報告を行うこと。この場合、隊員章の再貸与にかかる費用は、隊員が実費を負担する。

(4) 退隊時に隊員章を本法人に返却すること。

2 本法人は、本法人が認めた正会員並びに賛助会員のうちサポート会員に対し、隊員章を貸与する。

#### (退隊)

第7条 本法人は、「特定非営利活動法人アンビシャス定款」に則った隊員の年会費の入金を期日までに確認できない場合、隊員が退隊の意思を表したと判断し、退隊の手続きを行う。

2 隊員が第4条の活動を行えない期間が長期にわたる場合には、すみやかに本法人に報告し、必要に応じて退隊ができる。年度途中の退隊の場合でも、本法人は年会費の一部返却には応じない。

3 隊員の本規則への違反が認められた場合や重大な事故が発生した場合等は、隊員の意向にかかわらず、本法人は隊員を退隊させることができる。この場合、年度途中の退隊の場合でも、本法人は年会費の一部返却には応じない。

#### 附 則

1 この規則は、令和3年6月1日より施行する。

以 上

## 特定非営利活動法人アンビシャス

### ワンワンパトロール隊 入隊申請書

#### 【入隊をする方へ】

- ◇ 入隊できるのは、「特定非営利活動法人アンビシャス定款」及び「特定非営利活動法人アンビシャス ワンワンパトロール隊員 隊員規則」を理解し、同意した方に限ります。
- ◇ ワンワンパトロール隊の全ての活動は隊員個人の責任で行うものであり、活動を通じて事故や第三者にケガをさせる等の損害を招いた場合等に、特定非営利活動法人アンビシャスは一切の責任を有しません。
- ◇ 隊員は愛犬のリードを短く持つ等、地域住民の動物の苦手な人への思いやりや理解を持つとともに、事故等の生じることのないよう行動してください。
- ◇ 隊員は愛犬の排泄物等を持ち帰る等マナーの遵守をしてください。
- ◇ 違反が認められた場合や重大な事故が発生した場合等は、隊員の意向にかかわらず、退隊いただきます。この場合、年度途中の退隊の場合でも、年会費の一部返却には応じません。
- ◇ 毎年期日までに指定の口座に年会費が振り込まれた場合、隊員の継続の意思があると判断します。振り込みがなかった場合には退隊となりますので、すみやかに隊員章を返却ください。

申請日	年 月 日		
ふりがな			
氏名			
住所	〒		
電話	-	-	FAX
E-Mail			
愛犬に ついて	名前	性別	オス      メス
	犬種	年齢	歳
保険加入	<input type="checkbox"/> 個人賠償責任保険に加入しています		
法人定款	<input type="checkbox"/> 「特定非営利活動法人アンビシャス定款」を理解し、同意します		
隊員規則	<input type="checkbox"/> 「ワンワンパトロール隊員 隊員規則」を理解し、同意します		
【誓約】 特定非営利活動法人アンビシャス 理事長宛  私は貴法人の賛助会員として、「ワンワンパトロール隊員規則」を遵守し、ワンワンパトロール隊員としての義務と責任を履行することを誓約します。 私は、毎年の期日までに年会費の納入することで、貴法人のワンワンパトロール隊員の継続の意思を表明します。  氏名（自著）			
法人記入欄	登録 No.	年会費納入	



特定非営利活動法人 アンビシャス

〒604-8417 京都府京都市中京区西ノ京内畑町 26

TEL 090-9046-5160

<https://npo-ambitious.com/>

検索

ワンワンパトロール アンビシャス